

発行・編集  
土居町商工会ニュース編集会



# 土居町商工会ニュース Doi-cho Shokokai

四国中央市土居町入野965-1 TEL(0896)74-5889 FAX(0896)74-8208 <http://www.doi-s.jp/> [mail@doi-s.jp](mailto:mail@doi-s.jp) <http://www.facebook.com/dolsci>

## 令和3年度 役員名簿

役職名	氏名	関係役名
会長	好井 幸三郎	関川地区長
副会長	近藤 信行	
理事	加地 茂友	長津地区長
	渡辺 健嗣	
	鎌倉 邦慶	
	篠原 正樹	川北地区長
	山内 清年	
	佐藤 元	小富士地区長
	曾我部 智博	
	石田 茂樹	
	近藤 守	土居地区長
	喜井 孝一	
	荻田 清秀	
	近藤 達之	
	越智 孝	
	井上 勲	建設部会長
	星加 恭利	工業部会長
	清水 重明	サービス部会長
	藤田 章二	商業部会長
	松井 秀樹	青年部長
	村上 晋也	女性部長
	加藤 いづみ	
監事	篠原 理	
	吉田 卓司	

5月17日の臨時総代会、5月26日の通常総代会は、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大が継続していることから、前年度同様、定款第11条第2項の規定に基づき、総代の皆様に書面にて議案内容をお諮りする書面開催となりました。

書面開催につきましては、総代数の2分の1以上の同意をもって成立し、書面議決書の提出数を出席者とみなし、その過半数（特別議決は3分の2以上）の賛成が得られたことから、令和3年度役員候補者の決定、令和2年度事業報告及び収支決算、令和3年度事業計画及び収支予算、任期満了に伴う役員改選等につきましては、原案の通り承認・決定されましたのでご報告いたします。

## 令和3年度 臨時総代会、通常総代会 書面開催

また、今回の役員改選により退任される6名の役員に対し、感謝状等の贈呈をおこないましたので、併せてご報告申し上げます。

### ■退任役員

- 近藤 護 (愛媛新聞エリアサービス伊予土居)
- 真鍋浩二 (備土居管工)
- 長野正明 (瀬戸内パック)
- 齊藤聖卓 (ニュートラベル)
- 荻田佳子 (清倫館)
- 三木 博 (三木自動車)

### 商工会の現状

- 令和3年3月31日現在
- 商工業者数：520名
- 小規模事業者数：415名
- 会員数：315名
- 組織率：60・5%

### 商工会長退任のご挨拶



前会長 荻田 清秀

この度、先日の通常総代会をもちまして商工会長を退任させていただきます。会員の皆様には商工会の運営に対し、多大なるご理解とご支援を賜わり誠にありがとうございました。

一期三年という期間ではございましたが、新型コロナウイルス感染症に関する支援策等に力を注ぎ、会員の皆様の支援に努めてまいりました。

今後は、商工会役員として好井新会長と共に、会員の皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

### 商工会長新任のご挨拶



会長 好井幸三郎

この度、5月26日開催の通常総代会におきまして、会員、総代の皆様のご賛同をいただき、商工会長に就任をいたしました。

土居町商工会を取り巻く環境は、会員の減少、高齢化に加え、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響から大変厳しい状況にあり、今回の会長就任を身の引き締まる思いで受け止めているところでございます。

このような厳しい状況下であるからこそ、会員同士の連帯と組織基盤の強化が重要であると考えておりますので、会員の皆様におかれましては、更なるご指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 商工会員募集中!

土居町商工会では経営相談、資金調達、販路拡大、各種共済制度などで、地域の事業者様を支援しております。また、「持続化補助金」「コロナ対応新ビジネスモデル補助金」等、各種補助金申請の際に必要な「事業計画書」の作成支援を行い、申請からフォローアップまでサポートいたします。

### 商工会より

### 役立つ情報 会員広告

「カーエアコンの効きが悪い」を改善します。

**フロンガス全自動回収充填装置導入!**

民間車検場・各種自動車修理販売・板金・塗装

**三木自動車株式会社**

四国中央市土居町藤原2-4  
TEL(0896)74-5520 FAX(0896)74-4176



新しい商工会員を  
ご紹介いたします

(令和3年4月～令和3年6月)

【土居地区】

○マルシン車輛サービス  
代 表 合田 眞

産建車輛整備

○近藤電器

代 表 近藤 兼二

電気工事・販売

○(株)タニモト

代 表 取締役 橋本 英治

プラスチック卸売業

【関川地区】

○MKNエンジニアリング(株)  
代 表 取締役 宮崎 康竹

各種プラント設備メンテナンス

○(有)三貴商事

代 表 取締役 三好 貴文

自販機管理・飲料品販売

宜しくお願い致します。

「土居町商工会夜市」  
「戦国水鉄砲！関川の戦い」  
の開催中止について

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、来場者の三密回避や管理(検温、クラスター発生時の対応)等の感染防止対策を講ずることは困難と判断し、本年度は「中止」といたしました。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



四国中央市のコロナウイルス関連応援金・協力金等について

- ◆えひめ版応援金(県・市町連携事業)
 

感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む事業者に応援金が支給されます。支給要件①・②のいずれも満たす事

①令和3年1月から5月までの任意の月の売上が、前年又は前々年同月(比較対象月)と比較して30%以上減少。

②比較対象月を含む年間売上が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上。

支給額:法人20万円 個人事業主10万円

申請期限:令和3年12月31日(金)【当日消印有効】

※時短協力金の対象者又は国の一時支援金等の受給者は対象外。
- ◆営業時間短縮等協力金について
 

下記すべての期間中に営業時間短縮(休業を含む)を実施した酒類を提供する飲食店を対象に支給されます。(1日当たりの給付額:下限25,000円～)

第一弾:令和3年4月26日(月)から令和3年5月19日(水)まで

第二弾:令和3年5月20日(木)から令和3年5月31日(月)まで

申請期限:令和3年8月31日(火)【当日消印有効】

- ◆四国中央市飲食店等応援金
 

新型コロナウイルス感染症拡大によって大きな影響を受けている市内飲食店事業者などの経営の維持を図るため、事業継続に意欲のある事業者に対し、市内店舗等で勤務している従業員数に応じて応援金が支給されます。(下限15万円～)

申請期限:令和3年7月30日(金)【当日消印有効】
- ◆プレミアム付商品券 取扱店登録申請について
 

現在発売されている「しこちゅ～2021プレミアム付商品券」の取扱店舗の登録受付が行われております。

店舗登録期限及び商品券使用期限:令和4年1月31日(月)まで

詳細は「四国中央市HP」を参照

問い合わせ先:四国中央市産業支援課 (TEL:0896-28-6186)

事業者向けページはこちら➡



小規模事業者持続化補助金 (一般型)

- 経営計画を作成し、これに基づく新規顧客獲得・販路開拓へ取り組む費用の補助。
- <取組例示>
- 販売促進用チラシのデザイン作成、送付
  - 広告(マスコミ媒体、ウェブ等)
  - 新商品を陳列するための棚の購入
  - ネット販売システムの構築
  - 国内外への見本市・商談会などの参加
  - 新商品・サービスの開発
  - 集客のための店舗改装
  - 新商品開発における成分分析の依頼
1. 本年度の受付スケジュール
- 第6回締日:令和3年9月29日(水)
- 第7回締日:令和4年2月2日(水)
2. 対象者
- | 業種       | 常時使用する従業員数 |
|----------|------------|
| 商業・サービス業 | 5人以下       |
| 宿泊・娯楽業   | 20人以下      |
| 製造業その他   | 〃          |
- ※商工会の管轄地域内で事業を営んでいること
3. 補助上限額・補助率
- 50万円・補助対象経費の2/3
- ※対象経費が75万円の場合、その2/3の50万円が補助されます。

緊急事態宣言等に伴う「月次支援金」について

- 本会は、標記の「事前確認機関」となっております。申請にあたっては、「事前確認」が必須ですので、下記をご参照のうえ、ご連絡下さい。
- なお、「一時支援金」で事前確認済の場合は省略できます。
- 事前準備
    - ①対象となるか月次支援金事務局へ確認  
問い合わせ先:0120-211-240
    - ②申請仮登録を行い、「申請ID」を取得
  - 対象者 商工会会員
 

※個別具体的な検討が必要となるため、会員様のみとさせていただきます。
  - 給付要件 ※①と②の両方を満たすこと
    - ①「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」の影響による売上減少
    - ②2021年の月売上が2019年または2020年の同月比で50%以上減少
  - 給付額
 

中小法人等:上限20万円/月

個人事業主等:上限10万円/月
  - 申請期間
 

4～5月分:令和3年6月16日～8月15日

6月分:〃 7月1日～8月31日
  - 留意点
 

本会では、「事業を実施しているか」「給付対象・宣誓内容等を正しく理解しているか」といった形式的な確認に留まり、受給決定は月次支援金事務局が行うため、本会での「事前確認」をもって受給確定とはならない事をご承知おき下さい。